

令和8年度 国保事業納付金と保険税(税率改定)

仮係数（1回目 R7.12.4）による算定

令和7年12月24日
岡谷市市民環境部医療保険課

岡谷市の国保税率改定における方針（令和4年度～）

- 長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針（ロードマップ）による保険料（税）率統一（標準保険料（税）率の採用）に向け、令和9年度を目途に資産割の廃止、応益割水準の平準化、二次医療圏単位の医療費指数の統一を行う（資産割は令和6年度に廃止済み）

（国保連協の意見）

被保険者の保険税負担の急激な増加とならないよう賦課割合等の見直しは十分検討すること

- 被保険者への負担等を考慮し、税率改定については隔年での実施を基本とする

（改定年度：令和4年度、令和6年度、令和8年度、調整の必要がある場合は令和9年度を追加）

（国保連協の意見）

激変緩和措置が終了したため、隔年や数年おきなど被保険者への負担に配慮した税率改定とすること

- 資産割の廃止、応益割水準の平準化等による被保険者に対する負担軽減に基金を活用する

- 保険税率の算定にあたっては、県が示した標準保険料（税）率を基に行う

*医療費指数・・・市町村に納付金を配分するにあたり使われている市町村ごとの医療費水準を示す指数。全国平均を1とした時の指数。指数が大きいほど、医療費は大きいことを示す。

*応益割水準の平準化・・・応能応益割合は地方税法では50：50とされているが、これまで地域の実情により応能割に比重を置いている。改革方針では全国平均と比した都道府県間の所得水準により、長野県は49：51になるように見直し、被保険者間の負担の公平化を図る。

令和10年度以降、県単位での統一を段階的に行う

Step1 地域で

R9年
までに

10圏域で医療費指数統一
(佐久・上田・諏訪・伊那・飯田・
木曽・松本・大町・長野・北信)

保険料(納付金)の算定基準となる医療費指数を圏域単位で統一

岡谷市 0.958 → 諏訪圏域 0.919

※住民サービス(市町村独自の給付や保健事業)は市町村ごとに異なるため
保険料は同じではないが、財布が市町村のみから圏域へと大きくなるため
急激な増減は抑えられる

医療費指数の反映度合いを段階的に引下げ、R12までに医療費指数の反映を廃止することで県単位統一する

Step2 県で

準統一 所得割率〇～〇% 均等割〇～〇円 平等割〇～〇円

R12年
までに

県内で医療費指数統一
(納付金ベースの統一)

保険料(納付金)の算定基準となる医療費指数を県単位で統一

長野県 0.953

※住民サービス(市町村独自の給付や保健事業)は市町村ごとに異なるため
保険料は同じではないが、財布が圏域から県全体へと大きくなるため
急激な増減はさらに抑えられる

Step3 完全に

R15年
(R18年)
までに

完全統一

所得割率〇% 均等割〇円 平等割〇円

住民サービスの統一が図られ

所得と家族構成が同じ場合、県内どこでも同じ保険料で同じ
住民サービスが受けられる

市町村独自の取組を生かすため、保健事業や任意給付は、保
険料以外の公費を財源にすることで、部分的統一を検討中

令和6年に見直しが行われた「長野県における国保運営の中期的改革方針」では、小規模保険者が多い長野県では医療費の変動リスクを依然抱えており、国保制度のより安定的な運営のために大きな枠組みで医療費を分かち合う制度の構築が急務であるとされ、令和12年までに段階的に納付金算定時の医療費指数を統一し、納付金ベースの統一を目指すとされました。

中期的改革方針（ロードマップ）の進捗状況（令和9年度目標）

1 国民健康保険税の標準保険税率に近づける改定状況

		医療給付費分		後期支援金等分		介護納付金分	
		R4・5	R6・7	R4・5	R6・7	R4・5	R6・7
所得割	岡谷市	7.61	7.26	2.40	2.89	2.02	2.38
	標準税率	7.09	6.95	2.64	2.85	2.28	2.31
資産割	岡谷市	11.95	廃止	2.98	廃止	2.40	廃止
	標準税率	10.01		3.14		2.63	
均等割	岡谷市	21,800	23,200	8,600	10,200	8,600	10,000
	標準税率	21,480	25,316	10,012	10,457	10,040	9,666
平等割	岡谷市	20,000	22,600	6,800	8,200	6,800	8,000
	標準税率	19,189	25,874	7,717	9,317	7,914	7,810

2 応益割水準の平準化 応能割:応益割=49:51(県標準)に近づける改定状況

	応能割 (所得割・資産割)	応益割 (均等割・平等割)		応能割 (所得割・資産割)	応益割 (均等割・平等割)
岡谷市	54.59	45.41	医療分	55.17	44.83
諏訪市	59.21	40.79	後期分	54.46	45.54
茅野市	53.18	46.82	介護分	50.76	49.24
19市平均	58.96	41.04			

令和7年1月現在賦課状況

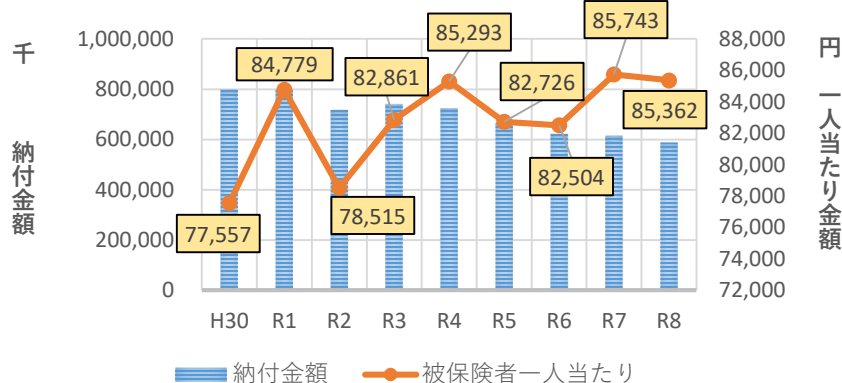
国民健康保険事業費納付金

国民健康保険事業費納付金は、市町村が医療費支払いに充てるために県が交付している保険給付費等交付金の原資となるものです。

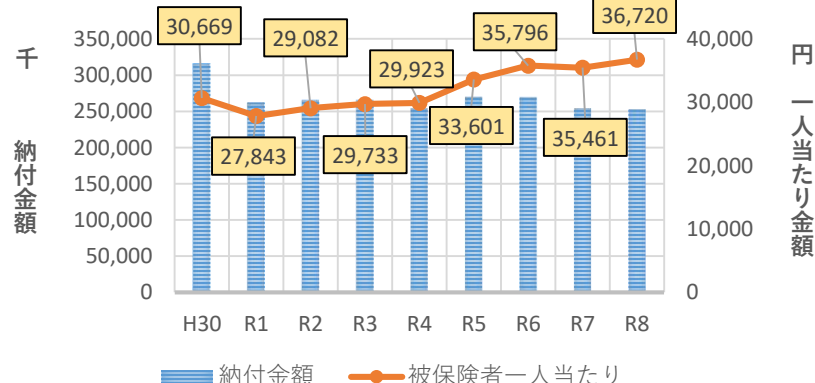
県は、県全体の医療費の見込みを立て、そこから公費等を差し引いた額を計算し、市町村ごとに医療費水準、所得水準や被保険者数等を加味して、国民健康保険事業費納付金の額を決定します。そのため**国民健康保険事業費納付金がおおむね国保税として集める金額**となります。

県は、**国民健康保険事業費納付金を納めるための国保税が収納できる**よう、**市町村ごとの標準保険税率を算定・公表**します。

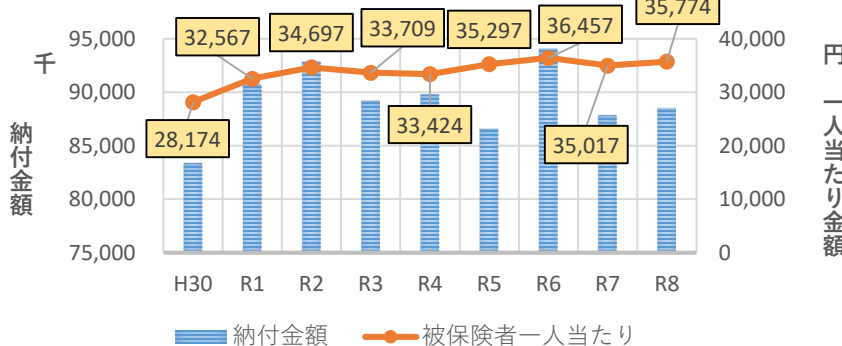
納付金推移【医療給付費分】



納付金推移【後期支援金等分】



納付金推移【介護納付金分】



医療給付費分は国保医療費の財源となる。納付金総額は減少している。R8は一人当たりも減少した。

後期支援金等分は後期高齢者医療制度の医療費を支援する。後期高齢者の保険料負担の見直しと現役世代の負担を抑制する取組から、納付金は減少傾向。被保険者数の減少により一人当りは増えている。

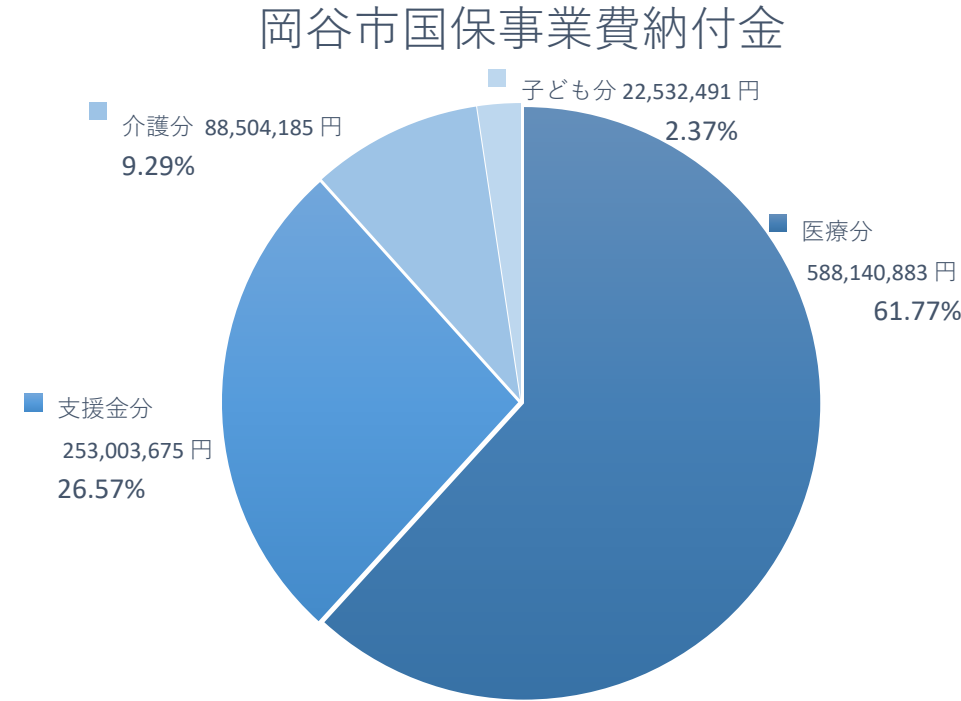
介護納付金分は40～64歳の方が負担する。介護サービスの財源となる。介護給付費の適正化等の取組により、総額は増減があるが、近年の一人当りはほぼ横ばい。

岡谷市国保事業費納付金

県より示された、被保険者数や医療費指数、所得係数等に応じて配分された、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分等の令和 8 年度の納付金額については以下のとおり。（R8年度から子ども・子育て支援分が追加）

○令和 8 年度納付金（仮係数）一般被保険者分

岡谷市国保事業費納付金	952,181,234円
医療分	588,140,883円
後期高齢者支援金分	253,003,675円
介護納付金分	88,504,185円
子ども子育て支援金分	22,532,491円



（参考） 国保事業納付金推移（仮係数 令和 7・8 年度対比）
〈医療分〉

	R7	R8	増減 (R8-R7)
総額	614,606,427円	588,140,883円	△26,465,544円
構成比	64.25%	61.77%	△2.48%
1人あたり	85,743円	85,362円	△381円
被保険者	7,168人	6,890人	△278人

〈後期高齢者支援金分〉

	R7	R8	増減 (R8-R7)
総額	254,186,795円	253,003,675円	△1,183,120円
構成比	26.57%	26.57%	0.00%
1人あたり	35,461円	36,720円	1,259円
被保険者	7,168人	6,890人	△278人

〈介護納付金分〉

	R7	R8	増減 (R8-R7)
総額	87,858,416円	88,504,185円	645,769円
構成比	9.18%	9.29%	0.11%
1人あたり	35,017円	35,774円	757円
被保険者	2,509人	2,474人	△35人

※ 〈子ども子育て支援金分〉は皆増

標準保険料率の算定に必要な保険料総額の算出①

○ 納付金額から、保健事業等の支出に係る調整（＋）や、公費等の収入に係る調整（－）をし、必要な保険料総額の算出を行う。

	納付金額	調整（＋）	調整（－）	標準保険料率の算定に必要な保険料総額
医療分	588,140,883円	83,573,300円	127,342,890円	544,371,293円
支援金分	253,003,675円	689,700円	31,201,655円	222,491,720円
介護分	88,504,185円	36,000円	12,643,579円	75,896,606円
子ども分	22,532,491円	0円	4,086,003円	18,446,488円
全体	952,181,234円	84,299,000円	175,274,127円	861,206,107円

調整（＋）

保健事業
 出産育児諸費
 葬祭諸費
 条例減免に要する費用
 特定健康診査等に要する費用
 予備費他

調整（－）

保険者支援制度
 保険者努力支援制度
 特定健康診査等負担金
 出産育児一時金
 財政安定化支援事業繰入金
 過年度の保険料収入他

標準保険料率の算定に必要な保険料総額の算出②

○ 調整後の保険料総額に対して、標準的な収納率（過去3年間の平均）で調整する。

	標準保険料率の算定に必要な保険料総額	標準的な収納率	調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額	
医療分	544,371,293円	94.72%	<u>574,716,314円</u>	
支援金分	222,491,720円		<u>234,894,130円</u>	
介護分	75,896,606円		<u>80,127,329円</u>	
小 計	842,759,619円		<u>889,737,773円</u>	①
子ども分	18,446,488円		<u>19,474,755円</u>	
合 計	861,206,107円		<u>909,212,528円</u>	②



①ー③
従来の3区分で、約2,270万円減少

②ー③
子ども分を入れた全体でも約330万円減少

※標準的な収納率・・・令和4～6の3カ年の岡谷市の収納率平均

R7参考	調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額	
医療分	<u>597,288,645円</u>	
支援金分	<u>235,770,021円</u>	
介護分	<u>79,445,264円</u>	
合計	<u>912,503,930円</u>	③

岡谷市の標準保険料（税）率（令和８年度）

○ 標準保険料率の算定に必要な保険料総額を基に標準保険料（税）率が算定される。県から示された標準保険料（税）率は以下のとおり。

国保税年税額＝①＋②＋③＋④

(2) 算定方式: **3方式**(所得割・均等割・平等割)

※（ ）内は令和7年度の標準保険料(税)率

	①医療給付費分 (医療分)	②後期高齢者支援金等分 (支援金分)	③介護納付金分 (介護分)	④子ども・子育て支援納 付金分(子ども分)
A) 所得割額	6.75% (6.95%)	2.82% (2.85%)	2.33% (2.31%)	0.23%
B) 均等割額	25,027円 (25,316円)	10,724円 (10,457円)	9,874円 (9,666円)	855円
C) 18歳以上 均等割額 (※)				62円
D) 平等割額	25,538円 (25,874円)	9,640円 (9,371円)	7,928円 (7,810円)	863円

●均等割・・・加入者一人一人に課税される。

●平等割・・・世帯ごとに課税される。

※子ども・子育て支援分は、18歳未満の均等割が全額軽減されることから、その軽減分を18歳以上の被保険者で均等割賦課される。

岡谷市の国保税率の算定（令和８年度）

○ 標準保険税率で集めることができる総額に対し、現行の岡谷市の税率ではどれくらい足りないのかを試算した。

	医療給付費分	後期支援金等分	介護納付金分
所得割	岡谷市	7.26	2.89
	標準税率	6.75	2.82
均等割	岡谷市	23,200	10,200
	標準税率	25,027	10,724
平等割	岡谷市	22,600	8,200
	標準税率	25,538	9,640

不足する理由

・現行税率は、2年前に推計された加入者数、世帯数で定めた税率のため。（加入者数世帯数はともに減少）
 ・標準保険税率は応能応益割合＝49：51で算定されており、現行税率での応能応益割合では計算上、不足するため。

県統一に向けて標準保険税率に近づけるため、応能応益割合を調整する改定が必要

	R7岡谷市税率による保険料見込み額	調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額	標準保険料総額に不足する額
医療分	569,692,289円	<u>574,716,314円</u>	<u>△5,024,025円</u>
支援金分	227,332,384円	<u>234,894,130円</u>	<u>△7,561,746円</u>
介護分	81,454,640円	<u>80,127,329円</u>	<u>1,327,311円</u>
全体	878,479,313円	<u>889,737,773円</u>	<u>△11,258,460円</u>

岡谷市の国保税率の算定（令和８年度）

○ 標準保険料（税）率を基に、応益割水準の平準化に向けた改定、被保険者の負担等を考慮し、岡谷市国保として賦課する保険税率を算定する。

〈参考案〉⇒令和８年度の標準保険税率を、岡谷市の令和８年度税率とした場合（100円未満は切捨）

医療・後期・介護分

応益割 6,400円増 所得割急減 △0.63%

子ども分

応益割 1,000円 所得割 0.23% 新しく増える

※（ ）内は現行税率

	①医療給付費分 （医療分）	②後期高齢者支援金等分 （支援金分）	③介護納付金分 （介護分）	④子ども・子育て支援納 付金分（子ども分）
A) 所得割額	6.75% (7.26%)	2.82% (2.89%)	2.33% (2.38%)	0.23%
B) 均等割額	25,000円 (23,200円)	10,800円 (10,200円)	9,800円 (10,000円)	800円
C) 18歳以上 均等割額				100円
D) 平等割額	25,500円 (22,600円)	9,600円 (8,200円)	7,900円 (8,000円)	800円

	岡谷市の保険税率に よる賦課総額（a）	標準保険料率による 保険料総額（b）	差額（a - b）
医療分	574,275,028円	574,716,314円	△441,286円
後期高齢者支援金分	235,094,264円	234,894,130円	200,134円
介護納付金分	79,916,266円	80,127,329円	△211,063円
子ども分	19,529,166円	19,474,755円	54,411円
全体	908,814,724円	909,212,528円	△397,804円

	一人当たり税額
子ども分	2,429円

岡谷市の国保税率の算定（令和 8 年度）

○ 標準保険料（税）率を基に、応益割水準の平準化に向けた改定、被保険者の負担等を考慮し、岡谷市国保として賦課する保険税率を算定する。

改定案⇒令和 8 年度の標準保険税率に近づけるが、段階的に近づけていく。（100円未満は処理）

医療・後期・介護 **応益割 1,900円増 所得割減 △0.22%**

子ども分 **応益割 1,000円 所得割 0.23% 新しく増える**

※（ ）内は現行税率

	①医療給付費分 （医療分）	②後期高齢者支援金等分 （支援金分）	③介護納付金分 （介護分）	④子ども・子育て支援納 付金分(子ども分)
A) 所得割額	7.12%（7.26%）	2.86%（2.89%）	2.33%（2.38%）	0.23%
B) 均等割額	23,800円（23,200円）	10,800円（10,200円）	9,800円（10,000円）	800円
C) 18歳以上 均等割額				100円
D) 平等割額	23,000円（22,600円）	8,600円（8,200円）	8,000円（8,000円）	800円

	岡谷市の保険税率に よる賦課総額（a）	標準保険料率による 保険料総額（b）	差額（a - b）
医療分	569,808,648円	574,716,314円	△4,907,666円
後期高齢者支援金分	232,091,390円	234,894,130円	△2,802,740円
介護納付金分	80,133,566円	80,127,329円	6,237円
子ども分	19,529,166円	19,474,755円	54,411円
全体	901,562,770円	909,212,528円	△7,649,758円

	一人当たり税額
子ども分	2,429円

岡谷市の国保税率の算定（令和８年度）

○ 「1人当たり保険税額」について、改定案と令和７年度の税率での額と比較。

参考案(ほぼ標準・・・応能割急減、応益割急増)

区分	令和7年度 【年税額】	令和8年度 【年税額】	比較 (R8－R7)	改定率
医療分	71,049円	70,557円	△492円	△0.69%
支援分	28,241円	28,897円	656円	2.32%
介護分	27,669円	27,135円	△534円	△1.93%
小 計	126,959円	126,589円	△370円	△0.29%
子ども分		2,429円	2,429円	皆増
合 計	126,959円	129,018円	2,059円	1.62%

改定案(応能割の減り幅と応益割の増え幅を抑える)

区分	令和7年度 【年税額】	令和8年度 【年税額】	比較 (R8－R7)	改定率
医療分	71,049円	70,804円	△245円	△0.34%
支援分	28,241円	28,670円	429円	1.52%
介護分	27,669円	27,195円	△474円	△1.71%
小 計	126,959円	126,669円	△290円	△0.23%
子ども分		2,429円	2,429円	皆増
合 計	126,959円	129,144円	2,139円	1.68%

岡谷市の国保税率の算定（令和 8 年度）

○改定案のまとめ（子ども分は新規のため、標準保険税率を参考に設定した）

令和8年度標準保険税率を採用する。

参考案		現行税率	令和 8 年度	比較（R8-R7）
全 区 分	所得割	12.53%	11.90%	△0.63%
	均等割	43,400円	45,600円	+2,200円
	平等割	38,800円	43,000円	+4,200円

応能：応益割合→49.33：50.67

令和8年度標準保険税率に近づける。応益割増を抑える。

改定案		現行税率	令和 8 年度	比較（R8-R7）
全 区 分	所得割	12.53%	12.31%	△0.22%
	均等割	43,400円	44,400円	+1,000円
	平等割	38,800円	39,600円	+800円

応能：応益割合→52.36：47.64

子ども分（新規）

改定案		令和 8 年度
子 ど も 分	所得割	0.23%
	均等割	800円
	18歳以上 均等割	100円
	平等割	800円

○改定案の特徴

モデルケースを参照

どちらの案も、子ども分は新規に課税されるために平均して一人当たり2,429円は増える。（所得に応じて増）

〈参考案〉・・・所得割を急減させるために、高所得者層ほど減額となる。応益割を増やすために低～中間所得層では軽減（※）が効いても増額となる。

〈改定案〉・・・ある程度の応能割比率を維持する。全ての所得層で増額となる。応益割比率が増えるが、低所得者層ほど負担は軽減される。

※応益割（均等割、平等割）は、所得等に応じて7・5・2割軽減される。

岡谷市の国保税率の算定（令和 8 年度）

○ 改定案の財源の不足見込み

★令和 9 年度分は令和 8 年度納付金【952,181,234円】の 1 %増を見込み、950万の財源不足を見込む。

★改定は令和 8、9 年度 2 年分とする。8 年度不足分と改定を行わない 9 年度分の財源不足を計算する。

区分	令和8年度	令和9年度	合 計
参考案	なし	9,500,000円	9,500,000円
改定案	7,600,000円	17,100,000円 (760万 + 950万)	24,700,000円

財源不足は基金と繰越金
で対応する。

国保税率改定案の検討

- **改定案**を令和 8 年度及び令和 9 年度（隔年改定）の税率としたい。
- 改定を行わない予定である令和 9 年度分については不足する財源を試算し、基金等により対応する。

〈理由〉

- ◆ 長野県国保運営方針が令和 10 年度以降は国保税の県統一に向けた改革となることが見えてきている。岡谷市においても、応益割水準の平準化等について、令和 9 年度を目途に進めてきているが、令和 10 年度以降も、令和 15 年度（未定）の県統一に向けた標準保険税率が示されることになることから、特に課税構成が大きく関わる応能割応益割の調整については、引き続き低所得者層に配慮しつつ、急激な改定にならないように進めていきたい。
- ◆ 令和 8 年度からは新しく子ども・子育て支援金分の徴収が始まる。加入者にとっては新たな負担になるため、全体のバランスに配慮し、理解を得る必要がある。
- ◆ 基金については、今後も加入者の負担軽減に活用することとするが、県統一後の活用方法が未定であることから、ある程度の金額は残せるように計画的に活用する。今後の取り崩し状況によるが隔年改定を基本としつつも、毎年 of 状況を見ながら、柔軟に検討を行う。

〈留意事項〉

- ◆ 今回示した試算は、仮係数での試算であり、現在、国で議論されている令和 8 年度診療報酬改定の影響が加味される見込みである。確定係数は 1 月初旬に示されるため、次回の会議で改めて示す。

〈参考〉岡谷市の税率改定の経過 〈都道府県化以降〉

年度	区分	所得割	資産割	均等割	平等割	改定率 (%)
平成30	医療	7.47	19.15	17,400	16,400	2.38
	後期	2.27	4.51	6,800	5,600	
	介護	1.84	3.95	6,100	5,100	
令和元	医療	7.36	18.95	18,200	16,800	3.60
	後期	2.33	4.51	7,400	6,000	
	介護	1.99	3.95	7,200	5,400	
令和2	医療	7.05	17.92	18,200	16,800	2.49
	後期	2.43	4.51	8,100	6,400	
	介護	2.20	3.95	8,300	6,200	
令和3	医療	7.92	—	20,000	—	3.80
	後期	2.38	4.47	—	—	
	介護	1.98	3.60	—	—	
令和4	医療	7.61	11.95	21,800	20,000	0.05
	後期	2.40	2.98	8,600	6,800	
	介護	2.02	2.40	8,600	6,800	
令和5	医療	—	—	—	—	—
	後期	—	—	—	—	
	介護	—	—	—	—	
令和6	医療	7.26	課税廃止	23,200	22,600	3.54
	後期	2.89		10,200	8,200	
	介護	2.38		10,000	8,000	
令和7	医療	—	—	—	—	—
	後期	—	—	—	—	
	介護	—	—	—	—	

〈参考〉 19市の国保税率（令和7年度）

市町村名	税(料)率【医療費】				税(料)率【後期高齢者】				税(料)率【介護】			
	応能割		応益割		応能割		応益割		応能割		応益割	
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
	%	%	円	円	%	%	円	円	%	%	円	円
長野市	8.20	0.00	17,760	19,680	2.80	0.00	6,240	7,560	2.60	0.00	8,760	7,080
松本市	8.10	0.00	18,800	21,700	3.20	0.00	6,500	7,400	2.60	0.00	6,400	6,700
上田市	6.46	0.00	21,000	21,200	2.61	0.00	8,700	7,300	2.46	0.00	8,900	6,500
岡谷市	7.26	0.00	23,200	22,600	2.89	0.00	10,200	8,200	2.38	0.00	10,000	8,000
飯田市	6.60	0.00	16,500	21,000	3.05	0.00	10,600	0	2.70	0.00	8,600	6,800
諏訪市	6.70	0.00	19,900	23,100	3.00	0.00	8,200	9,800	2.26	0.00	8,500	7,300
須坂市	7.40	0.00	19,000	19,000	2.90	0.00	6,000	6,000	2.10	0.00	8,000	7,000
小諸市	6.00	0.00	19,500	21,000	2.80	0.00	9,000	7,500	2.70	0.00	9,000	8,000
伊那市	6.50	0.00	23,400	24,400	2.30	0.00	8,800	7,900	2.40	0.00	10,300	7,700
駒ヶ根市	6.69	0.00	20,200	21,300	2.79	0.00	8,800	8,700	2.27	0.00	7,700	7,200
中野市	7.40	3.40	22,500	21,500	2.60	1.90	7,800	7,500	2.30	0.00	9,800	7,000
大町市	5.90	7.00	21,000	24,000	2.40	0.00	10,000	9,000	2.20	0.00	9,000	7,000
飯山市	6.90	0.00	20,000	20,100	3.45	0.00	9,800	9,700	2.60	0.00	7,500	7,000
茅野市	6.58	0.00	24,000	24,600	2.88	0.00	10,600	9,500	2.38	0.00	10,000	8,100
塩尻市	6.83	0.00	24,200	24,700	2.90	0.00	10,400	9,200	2.40	0.00	9,900	8,000
千曲市	7.70	0.00	19,500	22,000	2.40	0.00	7,500	7,200	1.80	0.00	7,300	6,300
佐久市	7.30	0.00	20,800	24,400	2.75	0.00	7,300	8,700	2.75	0.00	9,000	7,300
東御市	6.70	5.60	20,100	20,600	2.50	1.90	8,300	7,400	2.30	0.90	9,000	8,200
安曇野市	6.90	0.00	20,400	20,400	2.70	0.00	9,600	9,600	2.20	0.00	7,000	7,000

今後のスケジュールについて

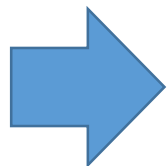
日付	時間	内容
令和8年1月21日(水)	19:00～	第3回 国保運営協議会 (市長諮問)
令和8年1月26日(月)	16:30～	答申(正副会長)
令和8年2月4日(水)	19:00～	第4回 国保運営協議会 (令和8年度予算案)
令和8年2月10日(火)	14:00～	諏訪地域研修会 「諏訪地域の健康課題」 (下諏訪町役場)

岡谷市の国保税率の算定（令和 8 年度）

〈参考〉 19市の国保税額 一世帯当たり、一人当たり

令和 7 年度課税分

市町村名	国保税(料)調定額 [現年度]			
	一世帯 当たり	順位	一人当たり	順位
	円		円	
長野市	144,861	13	99,462	12
松本市	162,489	3	109,993	2
上田市	128,657	18	89,545	17
岡谷市	156,140	6	108,714	4
飯田市	146,559	11	97,978	13
諏訪市	151,529	8	105,250	7
須坂市	160,144	4	105,791	6
小諸市	132,114	17	88,375	18
伊那市	153,823	7	104,831	8
駒ヶ根市	145,266	12	99,913	10
中野市	186,702	1	117,339	1
大町市	127,881	19	86,851	19
飯山市	141,102	15	92,944	16
茅野市	159,103	5	107,675	5
塩尻市	165,246	2	109,872	3
千曲市	135,742	16	93,091	15
佐久市	147,863	10	99,470	11
東御市	143,723	14	94,638	14
安曇野市	150,361	9	100,464	9
19市平均	149,437		100,642	



令和 8 年改定案

令和 8 年改定案による賦課割合の状況

	応能割 (所得割・資産割)	応益割 (均等割・平等割)
医療分	55.17	44.83
後期分	54.46	45.54
介護分	50.76	49.24